

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。）において申請が行われた場合は、21日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 い 合 わ せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 免許の停止期間満了又は停止処分解除時の免許証の交付：行政処分係 免許の取消しによる他の種類の免許に係る免許証の交付：講習係 その他：免許係 各警察署交通関係事務担当課
備 考：